

第71回 定時株主総会 招集ご通知

toho
株式会社 トーホー

日時

2024年4月23日（火曜日）午前10時
（開場 午前9時15分）

場所

神戸市中央区港島中町6丁目10番地1
神戸ポートピアホテル本館地下1階「偕楽の間」
（末尾の「株主総会 会場ご案内略図」をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 当社の取締役等に対する業績連動型
株式報酬等の額及び内容決定の件

目次

招集ご通知	P. 1
株主総会参考書類	P. 4
事業報告	P.12
連結計算書類	P.34
計算書類	P.36
監査報告書	P.38
ご参考	P.44

株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、当社は書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して従来どおり一律に本招集ご通知を書面にてお送りしております。

株主の皆様へ



株主の皆様には、日頃よりひとかたならぬご愛顧とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。また、本年元日に発生した令和6年能登半島地震により被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を2024年4月23日（火曜日）に開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 古賀裕之

トーホーグループの経営理念

「食を通して社会に貢献する」

トーホーグループは、戦後まもない1947年、食糧難の時代に「食の流通を通して社会を豊かにしたい」という想いで創業いたしました。

経営理念には、「美味しさ」そして「安心・安全、健康、環境」に配慮し、「食」に関するあらゆるシーンを支えながら、新たな食の価値を創造し、社会に貢献していこうという想いが込められております。

私たちは、グループ各社の専門性と総合力を活かして、「美味しさ」そして「安心・安全、健康、環境」を基本に、「健康で潤いのある食文化に貢献する」ことで、社会から信頼され必要とされる企業グループを目指しております。

株主各位

証券コード 8142
 (発送日) 2024年4月4日
 (電子提供措置の開始日) 2024年3月30日
 神戸市東灘区向洋町西5丁目9番

株式会社 トーホー

代表取締役社長 古賀裕之

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
 この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。



当社ウェブサイト <https://www.to-ho.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネット等による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。（2～3頁ご参照）

敬 具

記

1. 日 時 2024年4月23日（火曜日）午前10時（開場 午前9時15分）
 2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目10番地1 神戸ポートピアホテル本館地下1階「偕楽の間」
 3. 目的事項
 報告事項
 1. 第71期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

議決権の行使等についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いいたします。

株主総会に
出席する場合



株主総会開催日時 **2024年4月23日（火曜日）午前10時**

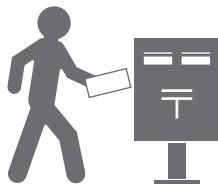
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

※議決権を行使することができる株主様以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけませんのでご注意ください。
※車いすでの来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。

》》議決権行使書の郵送

株主総会に出席されない場合



行使期限 **2024年4月22日（月曜日）午後6時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

》》インターネット等による行使



行使期限 **2024年4月22日（月曜日）午後6時まで**

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

ご注意

- 議決権行使書面の賛否の欄に記載がない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、パソコン・スマートフォンによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

・本招集ご通知に際しまして、株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載しておりますので、下記の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした書類の一部であります。

- ①事業報告の主要な営業所および工場等、従業員の状況、主要な借入先および借入額、会計監査人の状況、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ③計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

》インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。



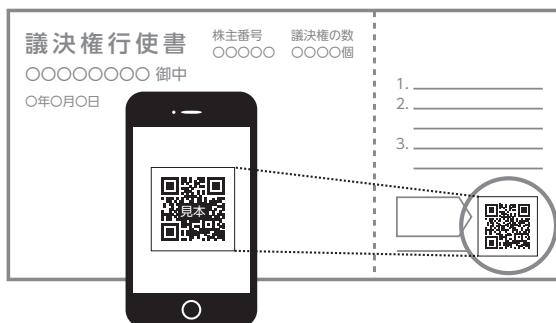
行使期限

2024年4月22日（月曜日）午後6時まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
（電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております）

議決権行使コード

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

インターネット等による議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031 【受付時間（午前9時～午後9時）】

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第71期の期末配当につきましては、配当方針に基づき、今後の事業展開などを勘案いたしまして以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき55円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は591,608,215円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年4月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役奥村卓哉氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
ふじたしゅういち 藤田修一 (1964年10月21日生)	1988年4月 株式会社トーホー入社 2008年8月 株式会社トーホービジネスサービス経理部財務会計グループ長 2010年10月 株式会社トーホー・共栄監査役 2013年2月 株式会社トーホービジネスサービスビジネスサポート推進部長 2019年2月 同社経理部長(現任) 2020年3月 株式会社トーホーウイング監査役
新任 所有する当社株式数 3,000株	
【監査役候補者とした理由等】 藤田修一氏は、入社以来、主に会計業務に従事し、当社グループ会社において監査役を務めるなどの豊富な経験や、財務・会計に関する知見を有しております。こうした経験と知見を当社の業務執行の監督機能および監査体制の強化に活かしていただけると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」という。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。藤田修一氏が監査役に選任され就任した場合、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役、監査役及び国内非居住者を除く。）及び委任型執行役員（国内非居住者を除く。）（以下、併せて「取締役等」といいます。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会に一任いただきたく存じます。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。かかる目的に照らし、当社の取締役の報酬等の内容の決定方針とも合致しており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2017年4月18日開催の第64回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬等の額（年額300百万円以内。うち社外取締役分年額50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、5名となります。また、執行役員を含めた対象となる取締役等の員数は9名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といい、本信託の設定のため、株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて、取締役等に給付する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします（詳細については下記（8）のとおりとします。）。

(2) 本制度の対象者

取締役等とします。

(3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は、2025年1月末日で終了する事業年度から2027年1月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度(取締役会で別途3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間)ごとの期間（以下、当初対象期間と併せてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。）とします。

(4) 信託期間

2024年7月（予定）から本信託が終了するまでとします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

本総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、1事業年度あたり35百万円（うち、取締役分として28百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額（当初対象期間である3事業年度については105百万円（うち、取締役分として84百万円）。）を上限とする金員を拠出いたします（注）。

なお、当社は、当初対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上述の金額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、上述の金額を上限として追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（当初対象期間を含む）において取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付未了のものを除きます。）及び金銭（以下、併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、上述の金額の範囲内とします。

(注)当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(6) 取締役等に付与する当社株式の算定方法及び上限

当社は、取締役等に対し、各対象期間中、株式給付規程に基づき役位及び業績達成度に応じて算出されたポイントを付与します。当初対象期間に付与するポイント数の合計は、1事業年度あたり10,000ポイント（うち、取締役分として8,000ポイント）に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数（当初対象期間である3事業年度については30,000ポイント（うち、取締役分として24,000ポイント））を上限とします。

また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましても上述のポイントを上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします）。

ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(7) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の本信託へ拠出する金銭の額の上限及び（6）の取締役等に付与する株式（ポイント）の数の上限の範囲以内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会后に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、当初対象期間につきましても、本信託設定後遅滞なく、30,000株（うち、取締役分として24,000株）を上限として取得するものとします。また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましても上述の株式（ポイント）を上限として取得するものとします。

(8) 取締役等に対する当社株式等の給付

原則として、取締役等が退任等し、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、それまでに付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、取締役等が死亡又は海外赴任等により国内非居住者となることが決定した場合には、全てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記(8)により取締役等に給付される前の当社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

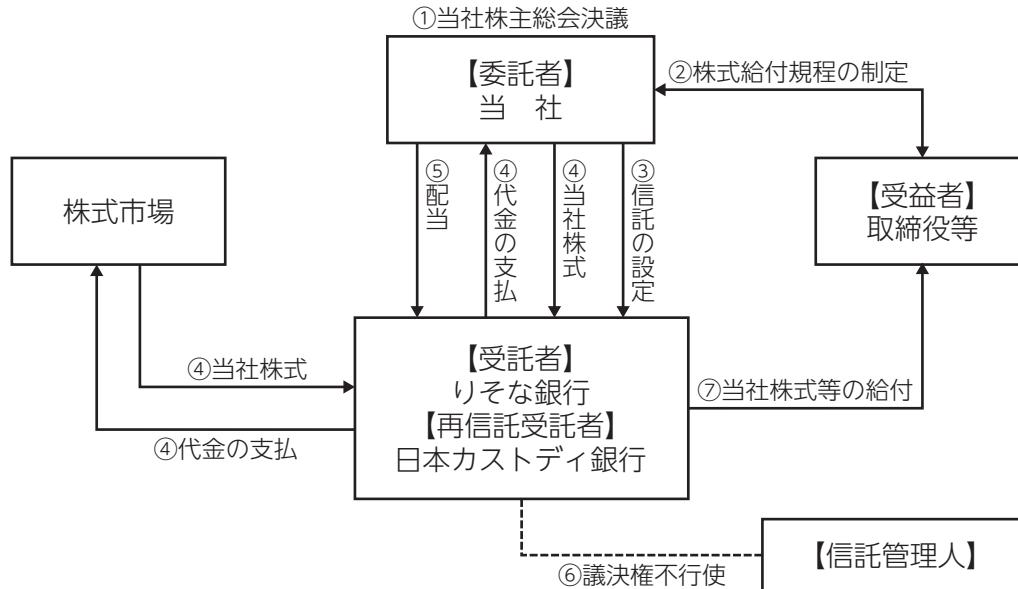
本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役等と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、本信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社は、本総会において、本制度の導入に係る取締役等の報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を制定します。
- ③当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦取締役等に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度に応じて、ポイントが付与され、退任時等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与された累積ポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

【ご参考】第2号議案承認後の取締役会の構成（予定）
スキル・マトリックス

氏名	当社における地位	社外・ 独立役員	企業経営 経営戦略	営業、 マーケティング	財務・ 会計、 資本政策	法務、 リスク管理、 内部統制	人事・労務	IT・ デジタル	ESG、地域 コミュニティ	商品調達・ 開発、物流
古賀 裕之	代表取締役社長		○	○					○	
佐藤 敏明	取締役常務執行役員		○		○				○	
淡田 利広	取締役執行役員		○	○		○				○
奥野 邦治	取締役執行役員		○	○			○			○
土井 弘光	取締役執行役員		○	○						○
中井 康之	取締役	社外 独立	○		○	○				
佐藤 尚文	取締役	社外 独立	○					○		
原田 比呂志	取締役	社外 独立	○						○	
渡真利 千恵	取締役	社外 独立					○		○	○
藤田 修一	常勤監査役				○	○				
中島 亨	常勤監査役	社外 独立	○		○					
中川 一之	監査役	社外 独立			○					
種谷 有希子	監査役	社外 独立				○			○	

事業報告

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

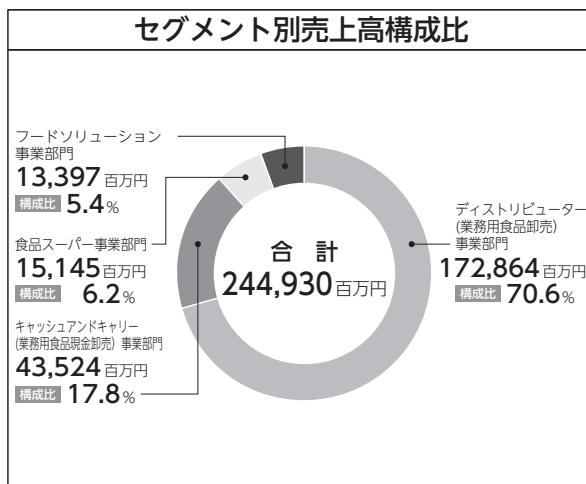
(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2023年2月1日から2024年1月31日まで）におけるわが国経済は、ウクライナ情勢をはじめとする地政学リスクの長期化に加え、世界的な金融引き締めによる影響や中国経済の先行き懸念などは依然として継続しているものの、アフターコロナの社会経済活動の正常化が進む中、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループが属します業務用食品卸売業界においては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に加え、インバウンド需要の増加もあり、飲食店や観光地への人流が回復したことで、事業環境は改善いたしました。一方で、原材料や資源の高騰を背景とした食品価格の値上げに加え、人手不足に伴う人件費や運賃など諸コストの上昇などもあり先行き不透明な経営環境が続きました。

このような状況のなか、当社グループは第8次中期経営計画（3ヵ年計画）「S H I F T U P 2 0 2 3」（2022年1月期（2021年度）～2024年1月期（2023年度））の最終年度として、新たな環境に適合し、成長し続ける筋肉質な企業グループへの変革を図るべく、5つの重点施策に沿った取り組みを引き続き推進いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、前期に新型コロナウイルス感染症の影響が一定程度残っていたことへの反動に加え、外食需要の堅調な回復に併せて既存得意先の深耕や新規得意先の獲得を積極的に進めたことにより、売上高は2,449億30百万円（前期比13.6%増）となりました。また、増収および収益構造改革による損益分岐点の引き下げ効果により、営業利益は78億19百万円（同114.2%増）、経常利益は79億71百万円（同105.6%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は36億5百万円（同258.1%増）となり、各段階利益で創業来の最高益となりました。



セグメント別の概況につきましては、次のとおりであります。



ディストリビューター（業務用食品卸売）事業部門

業務用食材の提供からメニュー、情報、システム提案、調理機器に至るまで、あらゆるジャンルの外食ビジネスをトータルにサポートしています。

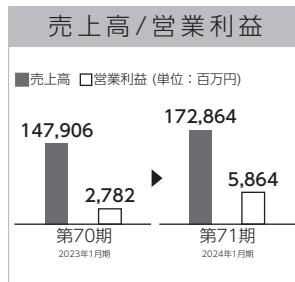
社会経済活動が正常化するなかで、外食や旅行機会の増加、宴会・会合などの再開に加え、インバウンド需要も増加したことで、ホテルや飲食店、観光地への人流が大きく回復し、外食事業者を主な販売先とする当事業部門の事業環境も改善いたしました。

このような状況のなか、当事業部門では需要が急増する既存得意先のニーズに応える営業を強化するとともに、各地で開業したホテルや商業施設などの新規得意先獲得を推進いたしました。また、顧客ニーズを取り入れて開発されたプライベートブランド商品は、差別化できる商品として販売をさらに強化しました。株式会社トーホーフードサービスでは、各事業所のバックオフィス業務の基幹店集約による効率化と、それによる営業補助業務人員の拡充を推進し、各事業所が営業に専念できる体制の構築を引き続き強化いたしました。

一方、株式会社トーホーフードサービスが全国規模で開催する業界最大級の展示商談会を8会場で開催したほか、当事業部門に属する各社も各地域で小規模展示会やテーマ別展示会を積極的に実施するなど、商品・サービス提案を強化いたしました。

なお、沖縄地区につきましては、更なる事業力強化を図るべく、8月に株式会社トーホーフードサービス沖縄支店、株式会社トーホーキャッシュアンドキャリアー沖縄ブロック（A-プライス7店舗）を株式会社トーホー・仲間（本社：沖縄県石垣市）に承継させる会社分割を行い、新たに株式会社トーホー沖縄（本社：沖縄県浦添市）として発足いたしました。

以上の結果、前期に新型コロナウイルス感染症の影響が一定程度残っていたことへの反動に加えて、既存得意先に対する売上の回復や新規得意先の獲得も進んだことにより、当事業部門の売上高は1,728億64百万円（前期比16.9%増）となりました。営業利益は増収に加え収益構造改革による損益分岐点の引き下げ効果により、58億64百万円（同110.8%増）と過去最高益を達成いたしました。



総合展示商談会を
全国8会場で開催



8月に発足した
(株)トーホー沖縄



キャッシュアンドキャリア（業務用食品現金卸売）事業部門

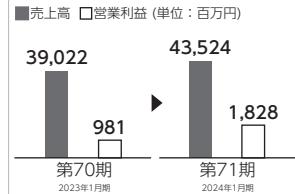
飲食店の毎日の仕入にお役立ていただける
プロの食材の店「A-プライス」などの店舗を運営しています。

当事業部門においてもアフターコロナに向けた動きが進むなかで、プロの食材の店「A-プライス」を中心に、主要顧客である中小飲食店に対して「真夏のグルメフェア」「北海道フェア」といったテーマ別の企画を通じたメニュー提案を計画的に行いました。コロナ禍で控えていた設備投資については本格的に再開し、4月に直営店で約3年振りの新店となる「A-プライス広島八丁堀店」（広島市中区）を開店し、6店舗の改装を実施いたしました。また、11月にはフランチャイズ2号店となる「A-プライス福江店」（長崎県五島市）を開店いたしました。

一方で、展示商談会を全国10会場で開催し、内3会場では株式会社トーホーフードサービスと共同で開催し、グループシナジーを発揮した提案を行いました。顧客ニーズに沿って開発したプライベートブランド商品や新商品の積極提案を行うとともに、人手不足や調理時間短縮につながる機器に至るまで、お客様の課題解決に向けたトータルサポートを展開しました。

以上の結果、当事業部門の売上高は中小飲食店への販売を強化したことで435億24百万円（前期比11.5%増）、営業利益は増収に加えコスト・コントロールを推進したことで、18億28百万円（同86.4%増）となりました。

売上高/営業利益



3年振りの新店となる
A-プライス広島八丁堀店



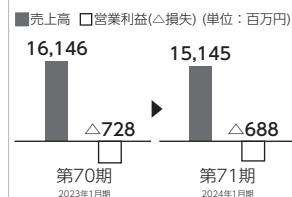
食 品 ス ー パ ー 事 業 部 門

「健康で安心な地域の冷蔵庫」「あなたの街の食品スーパー」「毎日のおかずを提供する店」をコンセプトに兵庫県南部で地域密着型の食品スーパー（トーホーストア）を運営しています。

当事業部門では、競争激化が続く厳しい事業環境の中、店舗閉鎖を行った結果、売上高は151億45百万円（前期比6.2%減）、営業損失は6億88百万円（前期は7億28百万円の営業損失）となりました。

なお、2023年10月23日付「(開示事項の経過) 食品スーパー事業の事業譲渡に関するお知らせ」にて公表のとおり、株式会社トーホーストアの事業の一部を順次譲渡するとともに、譲渡対象外となった店舗及び施設については、2025年1月末までを目途に全て閉鎖し、食品スーパー事業を廃止することを決定しております。2024年3月11日時点で13店舗を株式会社バローホールディングス（株式会社八百鮮へ3店舗、株式会社ヤマタへ2店舗、中部薬品株式会社へ8店舗）へ、4店舗を株式会社三杉屋へそれぞれ譲渡することが決定しており、譲渡時期に合わせて順次店舗を閉鎖しております。また、譲渡対象外となっている残りの店舗につきましては引き続き譲渡先を検討しております。

売上高/営業利益





フ ー ド ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業 部 門

外食産業向け業務支援システム、品質管理サービス、業務用調理機器・コーヒーマシン等の輸入・製造・販売、総合建設請負、店舗内装設計・施工など、外食ビジネスをトータルにサポートする様々なソリューションを提供しています。

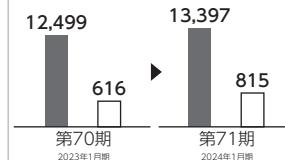
当事業部門では、品質・衛生管理サービス、外食企業向け業務支援システム提供、業務用調理機器販売、店舗内装設計・施工などの「外食ビジネスをトータルにサポートする」機能を引き続き強化するとともに、グループ各社の展示商談会に積極的に出展するなどグループシナジーの発揮に努めました。

業務用調理機器を取り扱う株式会社エフ・エム・アイでは、需要が急回復する外食事業者に向けて、省力化を図れる高性能調理機器の提案を強化いたしました。また、受発注や損益管理など外食企業向け業務支援システムを提供する株式会社アスピットは、飲食店の生産性向上に向けたIT化に貢献できる提案を積極的に行うなど新規得意先の獲得を推進いたしました。

以上に加え、建築関連の期中完工が増加したことなどにより、売上高は133億97百万円（前期比7.2%増）となりました。また、セグメント内で相対的に利益率の高い業務用調理機器や業務支援システムの販売が好調に推移したことで、営業利益は8億15百万円（同32.4%増）となりました。

売上高/営業利益

■売上高 □営業利益 (単位：百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額はリース資産を含め総額23億81百万円であります。その主なものは次のとおりであります。

ディストリビューター事業部門	(株)トーホーフードサービス他 (統合拠点設置・改装・設備入替等)	9億47百万円
キャッシュアンドキャリー事業部門	A-プライス店舗(新店・改装)	4億7百万円
フードソリューション事業部門	基幹システムに対する投資・その他設備更新等	9億77百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

なお、当期の設備資金および運転資金などの必要資金は、自己資金および借入金により賄いました。また、当期末の借入金残高は、前期末に比べて54億円減少し、214億27百万円となりました。

(4) 事業の譲渡または譲受け、吸収合併、会社分割、他の会社の株式の取得または処分等の状況

当社の連結子会社である株式会社トーホーストアが営む食品スーパー事業の一部について、株式会社バローホールディングスの100%連結子会社である株式会社八百鮮、株式会社ヤマタ、中部薬品株式会社の3社及び株式会社三杉屋への譲渡を進めております。なお、事業譲渡の対象外となった食品スーパー事業の店舗及び施設については、原則として2025年1月末までを目途に全店舗・施設を閉鎖し、食品スーパー事業を廃止します。

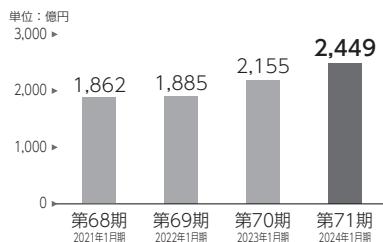
(5) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況

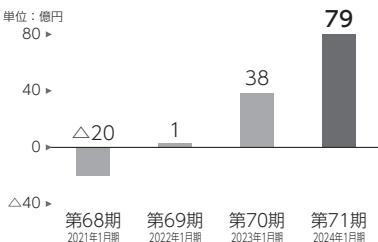
区 分	第68期 (2021年1月期)	第69期 (2022年1月期)	第70期 (2023年1月期)	第71期 (当連結会計年度) (2024年1月期)
売上高 (百万円)	186,218	188,567	215,573	244,930
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	△3,142	△446	3,650	7,819
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△2,064	178	3,877	7,971
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△3,591	336	1,007	3,605
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△333.85	31.20	93.59	335.15
総資産 (百万円)	83,162	82,702	87,352	88,297
純資産 (百万円)	19,384	20,238	22,753	27,564
1株当たり純資産額 (円)	1,747.20	1,852.14	2,083.28	2,528.40

- (注) 1. 従来、端数処理を百万円未満切り捨てとしておりましたが、第71期より百万円未満を四捨五入して表示しております。当該変更に伴い、過年度についても四捨五入へ組み替えて表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第70期の期首から適用しており、第70期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

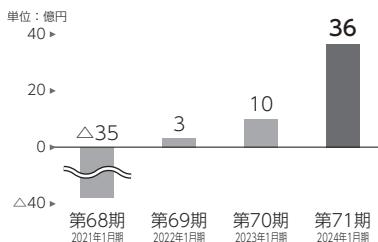
▶ 売上高



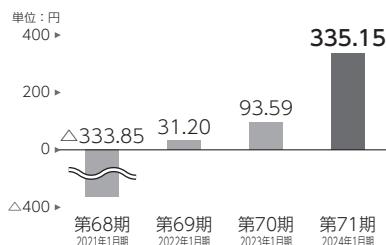
▶ 経常利益



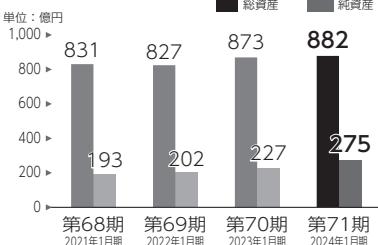
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益



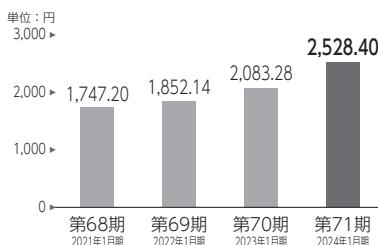
▶ 1株当たり当期純利益



▶ 総資産・純資産



▶ 1株当たり純資産額



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
【ディストリビューター(業務用食品卸売) 事業】			
(株)トーホーフードサービス	100百万円	100.0	外食産業への業務用食品卸売業
(株)トーホー沖縄	10百万円	100.0	
(株)トーホー・北関東	50百万円	100.0	
(株)藤代商店	20百万円	100.0	
(株)鶴ヶ屋	10百万円	100.0	
TOHO Singapore Pte. Ltd.	540千SGD	100.0	
TOHO Foods Malaysia Sdn. Bhd.	3MYR	100.0	
昭和物産(株)	10百万円	100.0	
FRESHdirect Pte. Ltd.	1,386千SGD	100.0	
TOHO FOODS HK CO.,LTD.	14百万HKD	51.0	
関東食品(株)	50百万円	88.8	
Golden Ocean Seafood (S) Pte Ltd	100千SGD	100.0	
Suitfit Company Limited	13千HKD	100.0	

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
【キャッシュアンドキャリー（業務用食品現金卸売）事業】			
(株)トーホーキャッシュアンドキャリー	100百万円	100.0	外食産業への業務用食品現金卸売業
【食品スーパー事業】			
(株)トーホーストア	100百万円	100.0	生鮮食品・加工食品等の販売業
【フードソリューション事業】			
(株)トーホービジネスサービス	100百万円	100.0	各種事務の受託業等
(株)アスピット	100百万円	98.8	外食産業向けASP事業
(株)トーホー・コンストラクション	80百万円	100.0	総合建設請負業
(株)トーホーファーム	10百万円	100.0	農産物の生産・販売業
(株)トーホーウイング	30百万円	100.0	庶務業務受託業
(株)システムズコンサルタント	82百万円	100.0	ソフトウェアの開発・保守
(株)エフ・エム・アイ	99百万円	100.0	業務用調理機器・コーヒーマシン・製菓機器等の輸入・製造・販売業

(7) 主要な事業内容（2024年1月31日現在）

当社グループは、テーマパーク・ホテル・レストラン・事業所給食などの外食産業に対する業務用食材の卸売および現金卸売業、業務用コーヒー製造業、生鮮三品（青果・精肉・鮮魚）を中心に惣菜・日配食品・加工食品および日用雑貨などの小売業、外食産業向け業務支援システムの販売業、不動産賃貸業、総合建設請負業、飲食店等の内装設計・施工業、品質管理サービス業、業務用調理機器の輸入・製造・販売業、農産物の生産・販売業、各種事務の受託業を営んでおります。

(8) 対処すべき課題

コロナ禍が落ち着くとともに、社会経済活動が活発になり、加えてインバウンドが一部戻ってくるなどで外食市場は順調に回復しており、当社グループの業績も再び成長軌道に戻りつつあります。一方で、人手不足、原材料費や物流費の上昇などは当面続くものと考えられます。加えて少子高齢化に伴う国内外食市場の変化も予測されます。

このような環境下において、当社グループは次期中期経営計画SHIFT-UP 2027において、持続的な成長を力強く実現するための「新たな成長ステージへの変革」を実行するとともに、持続可能な社会の実現への貢献と自社の持続的な成長を実現する「サステナビリティ経営の推進」等に取り組み、中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

【新たな成長ステージへの変革】

1. エリア毎の市場環境に沿った事業展開へのシフト
 - ・首都圏再編
 - ・沖縄再編
2. 新たな市場の開拓
 - ・プライベートブランド商品強化
 - ・キャッシュアンドキャリー(C&C)事業拡大
 - ・海外事業拡大
3. 外食ビジネスをトータルにサポートする機能の拡充
 - ・外食企業向け業務支援システム刷新
 - ・フードソリューション(FSL)事業拡充
4. 情報技術の最大活用による生産性の向上
 - ・IT/DX戦略の推進
5. M&A、アライアンスの活用
 - ・M&Aの継続

【サステナビリティ経営の推進】

1. 美味しくて、安心・安全な食の提供
 - ・グループに起因する食品事故ゼロ
 - ・サステナビリティフード開発強化
 2. 持続可能な経営の継続
 - ・ガバナンスの更なる強化
 3. 未来へ繋げるための環境対策の取り組み
 - ・2030年度のCO2排出量を2013年度比で46%削減（Scope1,2）
 4. 個性の尊重と能力を発揮できる組織の構築
 - ・従業員エンゲージメント向上
 - ・健康経営の深化
 - ・ダイバーシティの推進
 5. 地域社会発展への貢献
 - ・自律的なキャリア形成支援の継続・充実
- ・食を通して豊かな地域づくりに貢献する活動の継続

【トーホーグループ サステナビリティ方針】

私たちトーホーグループは、食品とそれに関連するサービスを提供する企業グループとしての責任を自覚し、食を通して「社員・従業員」「お客様」「取引先様」「株主様」そして「地域社会」の5人のステークホルダーを豊かにする企業活動を実践し、“持続可能な社会の実現”と“事業の安定的な成長”を目指すため、以下の5つの基本方針を定めました。

本方針に基づき、経営理念をより具体化することで、さらに社会から信頼され必要とされる企業グループを目指してまいります。

5つの基本方針

美味しく、 安心・安全な食の提供

私たちは食品を扱う企業グループとして、美味しく、安心して食べられる安全な食品の提供が基本だと考えています。私たちは、お客様や取引先様に提供する食品の安全と食品事故の防止に努めます。お客様や取引先様に満足いただける美味しく安全な食品やサービスを提供することで持続可能で豊かな食生活に貢献します。

持続可能な経営の継続

私たちは「企業は天下の公器である」と考えています。適時適切に情報を発信し、ステークホルダーとの対話を大切に、経営の透明性を高めていきます。公正な取引やそれを支える企業統治の充実とともに、グループで働くひとり一人が公正な職場と健全な取引関係を築きあげ、ステークホルダーから支持される企業活動を通じて事業の安定的な成長を継続します。

未来へ繋げるための 環境対策の取り組み

私たちは未来の地球環境を今以上に良いものにしていきたいと考えています。食品を扱う企業として食品ロス削減による二酸化炭素排出抑制など気候変動緩和活動や環境保全活動を継続していきます。また、日常生活の中でも環境活動を推進できるよう従業員教育を継続します。

個性の尊重と能力を 発揮できる組織の構築

私たちは「企業は人である」と考えています。そのための基本である従業員の健康に配慮します。私たちの企業グループで働くことでひとり一人が成長し、その結果、会社も成長する教育を実践します。また、性別や国籍などで差をつけることなくそれぞれの人権を尊重し、個性を認め、持てる能力を存分に発揮できる組織作りを継続します。

地域社会発展への貢献

私たちは地域・社会と共に成長していきたいと考えています。持続可能な地域の発展は、私たちの事業の基盤です。地域との様々な交流を通して地域・社会の発展に貢献します。また、私たちが扱う食品などを提供してくれる産地や生産者も意識し、共に成長できる活動を実践します。

2. 会社の株式に関する事項（2024年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 27,950,800株
 (2) 発行済株式の総数 11,012,166株（自己株式255,653株を含む）
 (3) 株主数 11,522名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
国分ホールディングス株式会社	977,000株	9.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	734,200株	6.83%
トーホー社員持株会	578,106株	5.37%
国分グループ本社株式会社	551,420株	5.13%
第一生命保険株式会社	308,000株	2.86%
前田 玲子	285,000株	2.65%
株式会社西日本シティ銀行	264,600株	2.46%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	218,500株	2.03%
日本生命保険相互会社	188,160株	1.75%
株式会社福岡銀行	162,120株	1.51%

- (注) 1. 当社は、自己株式を255,653株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2024年1月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	古 賀 裕 之	
取 締 役	佐 藤 敏 明	常務執行役員 財務部、コーポレート・コミュニケーション部担当 株式会社トーホーフードサービス 監査役 株式会社トーホーストア 監査役 株式会社トーホービジネスサービス 監査役
取 締 役	淡 田 利 広	執行役員 品質統括部担当 コーヒー部長兼業務用商品販売促進部長 株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー 監査役 株式会社トーホー・コンストラクション 監査役 関西アライドコーヒーロースターズ株式会社 取締役
取 締 役	奥 野 邦 治	執行役員 商品戦略本部長 株式会社トーホーストア 取締役 株式会社トーホー・北関東 監査役 株式会社鶴ヶ屋 監査役
取 締 役	土 井 弘 光	執行役員 物流戦略部長
取 締 役 (社外取締役)	中 井 康 之	株式会社レザック 顧問
取 締 役 (社外取締役)	佐 藤 尚 文	旭精工株式会社 監査役 阪大微生物病研究会 常務理事
取 締 役 (社外取締役)	原 田 比呂志	
取 締 役 (社外取締役)	渡真利 千 恵	株式会社帝国電機製作所 取締役

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	奥村卓哉	
常勤監査役 (社外監査役)	中島 亨	
監査役 (社外監査役)	中川一之	中川一之公認会計士事務所 所長 株式会社イチネンホールディングス 監査役
監査役 (社外監査役)	種谷有希子	弁護士 新神戸法律事務所

- (注) 1. 中井康之氏、佐藤尚文氏、原田比呂志氏および渡真利千恵氏は社外取締役であります。当社は、東京証券取引所に対して、4氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 中島亨氏、中川一之氏および種谷有希子氏は社外監査役であります。当社は、東京証券取引所に対して、3氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 中川一之氏は、監査法人代表社員など公認会計士としての豊富な経験があり、財務および会計に関する高い知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、当社執行役員および当社グループ会社役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、当社役員との間で、補償契約は締結しておりません。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の内容の決定方針に関する事項

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容の決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された決定方針に従い適正に評価され決定したことから当決定方針に沿うものであると判断しております。

■取締役の報酬等の内容の決定方針

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針を次の通り定めています。

- 1) トーホーグループの長期継続的な成長と企業価値向上につながること
- 2) 毎年の経営目標達成のインセンティブとなること
- 3) 経営環境や業界水準など客観性のある水準であること
- 4) 透明性のあるプロセスで決定されること

当社の取締役（社外取締役は除く）の報酬は、業績連動報酬と役員別固定報酬で構成され、その割合は概ね3：7となっており、すべて金銭で支払われます。

業績連動報酬は、連結営業利益の達成状況および個人の重点施策等の評価率を基にして決定しております。算定の基礎とした連結営業利益は事業会社として経営活動の基本的な利益であり、取締役が果たすべき業績責任をはかる上でふさわしい指標であると考えています。

なお、当事業年度の連結営業利益は、業績予想の公表値7,800百万円に対し、実績は7,819百万円となりました。

業績連動報酬は、役員賞与と月額報酬の一部として支払われております。役員賞与は前事業年度の連結営業利益の達成状況を基本に、中期経営計画の達成状況を勘案し、報酬諮問委員会が支給の妥当性を検討後、取締役会に答申し、定時株主総会后に決定され支給されます。月額報酬の一部として支払われる業績連動報酬は前事業年度の連結営業利益の達成状況により決定されます。なお、個人別の業績への貢献度に応じ、役員賞与は±50%、月額報酬の一部である業績連動報酬は、±30%で増減いたします。

取締役の個人別貢献度の評価は報酬諮問委員会が委員全員の同意のもと行い、報酬諮問委員会の評価結果（ただし、代表取締役自身を除く）に代表取締役の評価を反映して最終決定されます。取締役会は報酬諮問委員会による最終確認を経た評価結果に基づき、あらかじめ定められた算式で算出した結果をもって個人別報酬額を決定しており、決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任しておりません。

固定報酬は、役位に応じて設定されており毎月定額が支払われます。

社外取締役に対しては、独立かつ客観的な立場から当社の経営を監督するという役割からあらかじめ決められた固定報酬のみが支払われます。

取締役報酬の改定方針やその水準の検証、また役員賞与支給の妥当性については、構成員の過半数を独立社外取締役とし、かつ独立社外取締役が委員長を務める報酬諮問委員会（代表取締役社長は原則として委員にならない）が客観的かつ公正な観点から検討し、取締役会に答申しております。なお、報酬諮問委員会は今期7回開催いたしました。

なお、監査役報酬の個人別配分については、監査役の協議によって決定しております。

② 役員報酬等に関する総会決議

取締役の報酬限度額は、2017年4月18日開催の第64回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役分年額50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。決議当時の取締役の員数は9名（うち、社外取締役の員数は4名）であります。

監査役の報酬限度額は、2017年4月18日開催の第64回定時株主総会において、月額5百万円以内と決議いただいております。決議当時の監査役の員数は4名であります。

■当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	145 (18)	116 (18)	29 (-)	- (-)	10 (5)
監査役 (うち社外監査役)	35 (19)	35 (19)	- (-)	- (-)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	180 (37)	151 (37)	29 (-)	- (-)	15 (9)

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

氏名	当事業年度における主な活動状況	取締役会等への出席状況
中井 康之	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会等においては金融業界および事業会社における豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。 指名諮問委員会の委員長として議事運営を行い、委員会としての答申案をとりまとめております。 	取締役会：18回中18回 経営戦略会議：12回中12回 ガバナンス委員会：12回中12回 指名諮問委員会：6回中6回
佐藤 尚文	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会等においては金融業界および事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。 指名諮問委員会の委員として意見等を適宜述べております。 	取締役会：18回中16回 経営戦略会議：12回中12回 ガバナンス委員会：12回中10回 指名諮問委員会：6回中6回
原田比呂志	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会等においては行政分野および事業会社における経営者としての多様な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。 報酬諮問委員会の委員長として議事運営を行い、委員会としての答申案をとりまとめております。 	取締役会：18回中18回 経営戦略会議：12回中12回 ガバナンス委員会：12回中12回 報酬諮問委員会：7回中7回
渡真利千恵	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会等においては事業会社で要職を歴任し、管理面や商品開発、女性活躍推進などでの豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。 報酬諮問委員会の委員として意見等を適宜述べております。 	取締役会：15回中15回 経営戦略会議：9回中9回 ガバナンス委員会：9回中9回 報酬諮問委員会：7回中7回

(注) 渡真利千恵氏は、2023年4月25日開催の第70回定時株主総会において選任されたため、就任後に開催された取締役会等のみを対象としております。

② 社外監査役

氏名	当事業年度における主な活動状況	取締役会等への出席状況
中 島 亨	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会および監査役会においては金融業界および事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 主要な事業所への往査を行っております。 	取締役会：18回中18回 監査役会：15回中15回 経営戦略会議：12回中12回
中 川 一 之	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会および監査役会においては監査法人代表社員など公認会計士としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 主要な事業所への往査を行っております。 	取締役会：18回中18回 監査役会：15回中15回
種谷有希子	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会および監査役会においては弁護士としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 主要な事業所への往査を行っております。 	取締役会：15回中14回 監査役会：11回中10回

(注) 種谷有希子氏は、2023年4月25日開催の第70回定時株主総会において選任されたため、就任後に開催された監査役会等のみを対象としております。

③ 重要な兼職先と当社との関係

取締役中井康之氏の兼職先である株式会社レザックと当社とは特別な関係はありません。

取締役佐藤尚文氏の兼職先である旭精工株式会社、阪大微生物病研究会と当社とは特別な関係はありません。

取締役渡真利千恵氏の兼職先である株式会社帝国電機製作所と当社とは特別な関係はありません。

監査役中川一之氏の兼職先である中川一之公認会計士事務所、株式会社イチネンホールディングスと当社とは特別な関係はありません。

監査役種谷有希子氏の兼職先である新神戸法律事務所と当社とは特別な関係はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

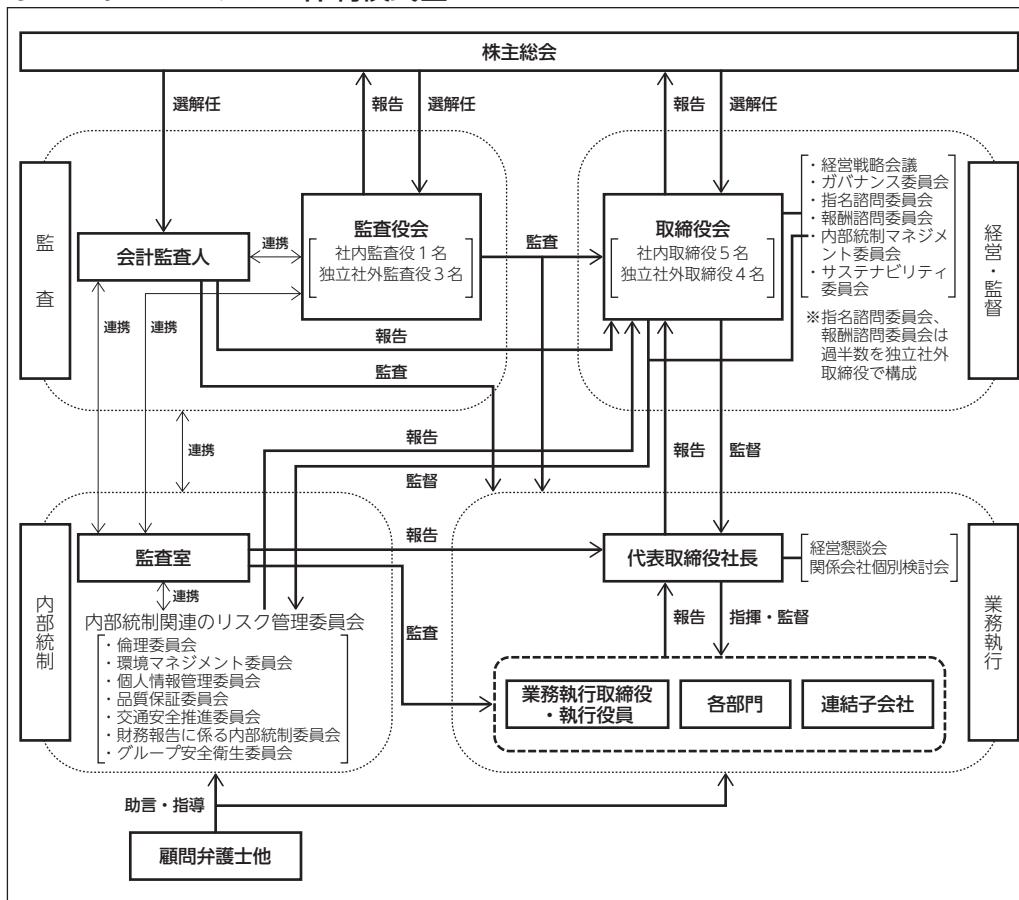
当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. コーポレート・ガバナンス方針

当社は、経営理念のもと、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する使命と責任を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たすため、透明性・公正性の高い経営を支えるより強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組むことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方といたします。

○コーポレート・ガバナンス体制模式図



取締役会

取締役会は、原則として毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。また、取締役会は、その構成員全員が経営理念を共有し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、企業戦略の方向性を明確にし、業務執行取締役による適切なリスクテイクを支援しております。加えて、独立社外取締役、独立社外監査役の独立性に根差した公正で実効性のある取締役に対する監督機能を果たしております。

監査役会

監査役会は、毎月1回開催され、各監査役は各年度に策定する監査計画に従い、監査室および会計監査人と連携して監査役監査を行っております。また、取締役会およびその他重要な会議へ出席し、経営状況の監査を行っております。

ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、社外取締役4名を含む取締役9名で構成され、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの基本方針について協議・検討するとともに、当社グループを取り巻く経営環境の変化や当社グループが抱える経営課題等について協議・検討し、取締役会に答申しております。

指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社では、取締役会の諮問機関として、指名委員会等設置会社の利点を取入れた、指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。両委員会は、構成員である取締役3名のうち過半数が社外取締役であり、かつ社外取締役が委員長を務めております。また、代表取締役社長は原則として両委員会の委員となりません。

指名諮問委員会では、企業価値の向上、業務執行の監督機能を有効に機能させるため、取締役、監査役および主要子会社の代表取締役としてふさわしい候補者を選考し、取締役会および監査役会に答申しております。報酬諮問委員会では、役員報酬の透明性・客観性を確保して、役員報酬の改定方針やその水準、また、役員賞与支給の妥当性などを検討し取締役会へ答申しております。

経営戦略会議

経営戦略会議は、当社取締役、常勤監査役、執行役員、主要子会社の社長で構成され、定期的で開催しております。当会議では、経営全般に関する方針、計画策定等の絞り込んだテーマについて審議しております。

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会が企業価値を向上させる組織としての役割・責務を継続的に果たしていくため、取締役会の実効性の評価を全取締役、全監査役によるアンケート形式により、毎年行っております。

当連結会計年度につきましては、全取締役9名、全監査役4名に対して2024年1月19日にアンケート用紙を配布し、同月31日に全員から回収いたしました。アンケート結果をもとに取締役会で評価、検討した概要は以下のとおりです。

アンケート内容

- ・各質問項目について「5：できている」から「1：できていない」の5段階評価、および意見を記入する無記名アンケート方式。
- ・質問項目は、「取締役会の構成（4問）」「取締役会の運営（4問）」「審議について（5問）」「社外役員に対する情報提供・社外取締役のパフォーマンス（8問）」「諮問委員会について（6問）」「総合評価（2問）」、計29問で構成。

評価結果の概要

前回のアンケートで課題とした、取締役会の構成における多様性（特に性別や年齢）やグループ全体の方向性の議論や重要案件、大型案件について、より多くの時間を割き、議論を充実させる、という点については、女性取締役1名及び執行役員（男女各1名）が構成員に加わったこと、取締役会上程議案の絞り込みとともに、案件によっては取締役会での議論だけにとどまらず、経営戦略会議やガバナンス委員会などを通して複数回の議論を行うことができていることなどにより、今回のアンケート結果では一定の成果が上がっていることを確認できた。

一方、更に取締役会の実効性評価を高めるために以下の課題があることを認識した。中長期的に実現を図る内容もあるが、スピード感をもって改善についての検討を進めていきたい。

- ①取締役会の構成については、性別や年齢とともに、スキル（知識や経験）の面でも多様性を強化できるよう、中期的な課題として、今後も継続して取り組んでいく。
- ②上程議案の更なる見直しに取り組み、グループ全体の方向性など戦略的な課題に関する議案について更に多くの時間を割き、今以上に議論を充実させる必要がある。
- ③社外取締役と建設的な意見交換を行い方向付けを行っていくために、提案部門は事業の内容や業界特有の専門性など、社外取締役が理解しやすい説明を心がける必要がある。また、提案部門においては法務・財務面など事前の検討により資料の正確性を高めるとともに、当該提案内容の論点を整理し、十分な事前準備を行った上で、説明に臨む必要がある。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要事項の一つとして認識しており、中長期的な企業価値の増大を図りながら、株主の皆様へ継続的に安定配当を行っていくことを基本方針としております。

当社は従来から安定配当を実施しており、適正と考える資本構成のもと、連結業績を基準に中期的に配当性向40%を目途に株主の皆様へ還元させていただきたいと考えております。なお、配当性向40%は新中期経営計画（3ヵ年計画）中の達成を目指すこととしております。

内部留保金につきましては、財務体質の強化を念頭に株主資本の一層の充実を図りながら、今後の継続的な成長のための設備投資、システム投資、人的資本投資、M&A投資等に充当し、中期的に企業価値を高めていく所存であります。

なお、当社は中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としており、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会において決定いたします。

2024年1月期は親会社株主に帰属する当期純利益が36億5百万円となったことから、今期末の剰余金の配当を1株当たり55円といたしました。

連結貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産	流動負債
現金及び預金	支払手形及び買掛金
受取手形、売掛金及び契約資産	短期借入金
棚卸資産	未払法人税等
その他	賞与引当金
貸倒引当金	製品保証引当金
	事業整理損失引当金
固定資産	資産除去債務
有形固定資産	その他
建物及び構築物	固定負債
機械装置及び運搬具	長期借入金
工具、器具及び備品	リース債務
土地	繰延税金負債
建設仮勘定	退職給付に係る負債
リース資産	資産除去債務
	その他
無形固定資産	負債合計
のれん	60,734
ソフトウェア	純 資 産 の 部
その他	株主資本
投資その他の資産	資本金
投資有価証券	資本剰余金
敷金	利益剰余金
繰延税金資産	自己株式
退職給付に係る資産	その他の包括利益累計額
その他	その他有価証券評価差額金
貸倒引当金	繰延ヘッジ損益
	為替換算調整勘定
資産合計	退職給付に係る調整累計額
88,297	非支配株主持分
	純資産合計
	27,564
	負債・純資産合計
	88,297

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		244,930
売上原価		194,958
売上総利益		49,972
販売費及び一般管理費		42,153
営業利益		7,819
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	36	
為替差益	92	
雇用調整助成金	19	
その他	203	364
営業外費用		
支払利息	127	
その他	85	212
経常利益		7,971
特別利益		
固定資産売却益	66	
事業整理損失引当金戻入額	1,544	1,610
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	83	
減損損失	1,609	
事業整理損失引当金繰入額	405	
事業整理損	1,551	3,653
税金等調整前当期純利益		5,928
法人税、住民税及び事業税	1,808	
法人税等調整額	485	2,292
当期純利益		3,636
非支配株主に帰属する当期純利益		31
親会社株主に帰属する当期純利益		3,605

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	31,560	流動負債	45,381
現金及び預金	5,407	買掛金	14,504
売掛金	401	関係会社買掛金	11
関係会社売掛金	18,166	1年内返済予定の長期借入金	8,382
商品及び製品	2,152	未払金	738
原材料及び貯蔵品	17	未払費用	35
前払費用	27	未払法人税等	34
関係会社短期貸付金	4,063	預り金	17,195
その他	1,328	賞与引当金	72
		事業整理損失引当金	4,380
		その他	30
固定資産	44,415	固定負債	13,403
有形固定資産	13,058	長期借入金	13,029
建物	3,151	退職給付引当金	0
構築物	30	資産除去債務	299
機械及び装置	157	その他	74
車両運搬具	20		
工具、器具及び備品	13	負債合計	58,784
土地	9,689	純 資 産 の 部	
無形固定資産	134	株主資本	16,604
ソフトウェア	1	資本金	5,345
ソフトウェア仮勘定	133	資本剰余金	5,042
その他	0	資本準備金	5,042
投資その他の資産	31,223	利益剰余金	6,858
投資有価証券	1,471	利益準備金	564
関係会社株式	27,007	その他利益剰余金	6,294
関係会社長期貸付金	1,148	配当準備積立金	930
敷金	170	固定資産圧縮積立金	197
繰延税金資産	1,279	別途積立金	2,140
その他	531	繰越利益剰余金	3,027
貸倒引当金	△383	自己株式	△640
資産合計	75,976	評価・換算差額等	587
		その他有価証券評価差額金	587
		純資産合計	17,192
		負債・純資産合計	75,976

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		33,503
営業収益		1,579
売上高及び営業収益合計		35,083
売上原価		32,736
売上総利益		2,347
販売費及び一般管理費		2,346
営業利益		1
営業外収益		
受取利息	33	
受取配当金	1,738	
為替差益	30	
その他	106	1,907
営業外費用		
支払利息	92	
その他	28	120
經常利益		1,788
特別利益		
固定資産売却益	11	
事業整理損失引当金戻入額	3,120	3,131
特別損失		
固定資産売却損	4	
減損損失	20	
事業整理損失引当金繰入額	4,380	
事業整理損	224	4,627
税引前当期純利益		291
法人税、住民税及び事業税	△466	
法人税等調整額	191	△275
当期純利益		566

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご参考

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月7日

株式会社トーホー
取締役会 御中

協立神明監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 朝 田 潔
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 水 山 雅 稔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーホーの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーホー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年3月7日

株式会社トーホー
取締役会 御中

協立神明監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 朝 田 潔
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 水 山 雅 稔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーホーの2023年2月1日から2024年1月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提下に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求めるとともに、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、経理部門責任者及び協立神明監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月8日

株式会社トーホー 監査役会

常勤監査役	奥村卓哉 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	中島亨 ㊟
社外監査役	中川一之 ㊟
社外監査役	種谷有希子 ㊟

以上

TOPICS

神戸市と沖縄県を通じて子ども食堂へ食品を寄贈

当社は、2023年11月に社会貢献活動の一環として社会福祉向上のため、「社会貢献型株主優待制度」および「プルタブ回収」を活用し、EASTBEE お子さまカレー1,800食分とお米500kgを、それぞれ神戸市および沖縄県を通じて市内の子ども食堂へ寄贈いたしました。今回も多くの株主様からご協力いただき、寄贈することができました。誠にありがとうございました。



第1回フェアトレード・ジャパンアワード セールス(コーヒー)部門 シルバー賞を受賞

当社は、2023年10月に特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパンが開催した「第1回フェアトレード・ジャパンアワード」において、「セールス(コーヒー)部門 シルバー賞」を受賞いたしました。当社グループは、2003年から社会課題解決の一助として、フェアトレードコーヒーの焙煎・販売にも注力しており、業務用コーヒーとしては国内トップクラスの販売量となります。今回は、こうした取り組みを評価いただき、フェアトレードコーヒーの販売部門である「セールス(コーヒー)部門」において、シルバー賞を受賞いたしました。



トーホー初、BAP認証取得の安心・安全な水産品 サステナブルフード「骨取り白身魚フィーレ (パンガシウス)2kg」を発売

2023年9月に、当社初の取り組みとしてBAP認証を取得したサステナブルフード「骨取り白身魚フィーレ(パンガシウス)2kg」をホテルやレストランなどの外食産業様向け業務用食品として発売しました。

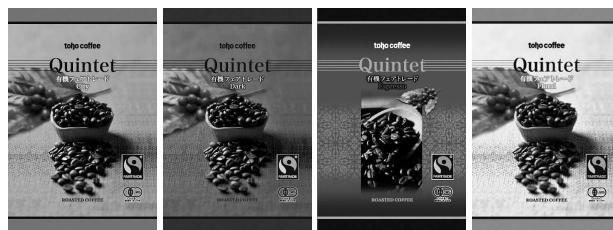


■BAP認証とは、世界水産物連盟によって定めた責任ある養殖水産物に関するグローバルな認証制度で、養殖水産物のふ化場、飼料工場、養殖場、加工工場を対象とし、その全ての段階において環境や社会への責任、養殖される魚介類の健康、食品安全を保証する認証制度です。

toho coffee 新たに4製品で 「エコレールマーク」の商品認定を取得

2023年11月に自社焙煎コーヒー[toho coffee]の4製品で新たにエコレールマークの商品認定を取得いたしました。当社では、CO2排出量を削減するため、2017年からトラックによる幹線貨物輸送を、環境負荷の小さい海運や鉄道に転換する「モーダルシフト」を推進しており、その結果、2022年3月に初めて5製品でエコレールマークの商品認定を受けており、このたび新たに4製品が認定を受けたことで、計9製品でエコレールマークの商品認定を取得いたしました。

エコレールマークの商品認定を新たに取得した[toho coffee]Quintet(クインテット)有機フェアトレード豆シリーズの4製品



新商品のご案内【フェアトレード有機珈琲ダーク】

2024年2月に、当社のグループ会社である株式会社トーホーキャッシュアンドキャリアは、飲食店様向けに運営するプロの食材の店「A-プライス」を中心に、発売中の「フェアトレード有機珈琲(豆・粉)」に続き新たに深煎りタイプとなる【フェアトレード有機珈琲ダーク(豆・粉)】の販売を開始しました。奥深く華やかなアロマが楽しめる上質な深煎りのブレンドで、ホットはもちろん、エスプレッソやアイスコーヒーにもおすすめの商品です。



新商品や人気商品などが購入できる A-プライスオンラインショップのご案内



● ホームページのご案内
<https://a-price.jp>



A-プライス オンラインショップ 検索

飲食店のお客様はもちろん、一般のお客様にもご満足いただけるプロ仕様の食材を約3,000種類をご用意しています。ぜひご利用ください。

株主優待

当社は、株主様のご支援に感謝するとともに、当社グループの事業をより一層ご理解いただくことを目的に、株主優待制度を実施しております。「所有株式数」及び「所有期間」に応じて、下記のコースから1点をお選びいただけます。

基準日	1月31日（贈呈時期6月下旬頃）		
対象株主様	「所有株式数が100株以上200株未満」の株主様、 または「200株以上」かつ「所有期間が1年未満」の株主様	「所有株式数が200株以上400株未満」かつ 「所有期間が1年以上」の株主様	「所有株式数が400株以上」かつ 「所有期間が1年以上」の株主様
優待品コース			
寄付コース	寄付金額 1,000円	寄付金額 2,000円	寄付金額 4,000円
割引券コース	お買物割引券 100円 × 50枚	お買物割引券 100円 × 200枚	お買物割引券 100円 × 400枚
割引券 + 商品コース	—	お買物割引券 100円 × 100枚 + 商品	お買物割引券 100円 × 200枚 + 商品
商品コース	—	商品	商品

商品の一例



(注)1. 「所有期間が1年以上」の株主様とは、同じ株主番号で基準日（1月31日）とその前年の7月31日、1月31日の株主名簿に連続して3回以上、記載または記録されている株主様となります。

2. 優待品コースの選択方法及び商品の内容は、毎年3月下旬から4月上旬頃を目途に郵送にてご案内いたします。

※詳しくは当社ホームページをご確認ください。(https://www.to-ho.co.jp)

※株主優待制度について、ご不明な点がございましたら株主サービス・コミュニケーション部（TEL.078-845-2523）までお問い合わせください。

株主メモ

事業年度 毎年2月1日より翌年1月31日まで

定時株主総会 毎年4月

期末配当金
受領株主確定日 毎年1月31日

中間配当金
受領株主確定日 毎年7月31日

株主名簿管理人および
特別口座の口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人
事務取扱場所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

TEL. 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後5時（土日休日を除く）

取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店
及び全国各支店で行っております。

電子公告により行います。

公告掲載

URL. https://www.to-ho.co.jp

ただし、電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載します。

公告方法

（お知らせ）

特別口座に関する手続き書類につきましては、三井住友信託銀行株式会社のウェブサイトでご請求いただけます。

https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

株主総会会場ご案内

開催場所

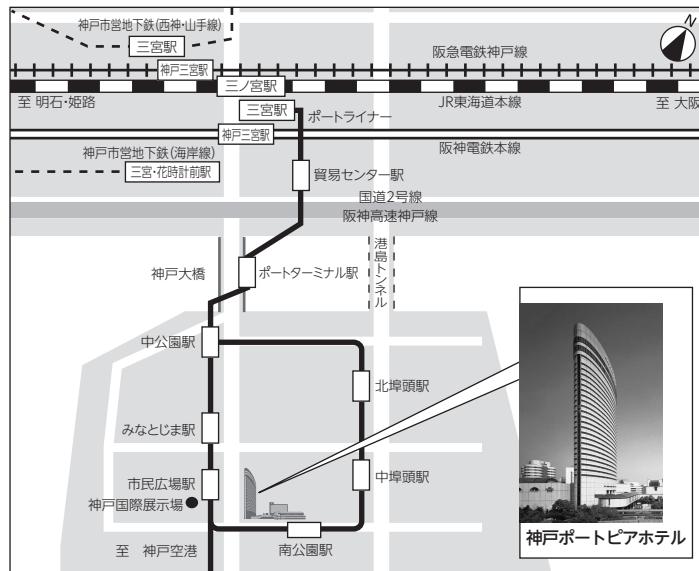
- 神戸ポートピアホテル本館地下1階「偕楽の間」
神戸市中央区港島中町6丁目10番地1
電話 078-302-1111

交通

- 神戸新交通ポートアイランド線(ポートライナー)
「三宮駅」から「市民広場駅」まで約10分
「市民広場駅」から徒歩約5分

※シャトルバスのご案内

JR三ノ宮駅南側「ミント神戸1階(三宮バスターミナル)」から神戸ポートピアホテル行きシャトルバスが運行されています。



ホームページのご案内

- ホームページのご案内

<https://www.to-ho.co.jp>

トーホー

検索



株主・投資家の皆様に、下記情報を含めた最新のニュース・トピックスを公開しております。

- 財務ハイライト
- 決算短信
- 月次売上速報
- IRスケジュール など



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。